

内閣参質二〇一第九九号

令和二年四月二十四日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員塩村あやか君提出ネットカフェ難民への対応に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出ネットカフェ難民への対応に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「当初どのような事態になると想定していたのか」及び「これまでどのような対応を協議・要請等していたのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合における御指摘の「ネットカフェ難民」の居所の確保等については、厚生労働省において、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（一時的な居所の確保等について）」（令和二年四月七日付け厚生労働省社会・援護局保護課及び地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）を発出し、「インターネットカフェ、漫画喫茶、サウナ、温浴施設等の居住が不安定な方の一時的な居所となつている可能性のある施設の利用の制限又は停止を要請する場合」において、宿泊場所の確保を始めとする「居住が不安定な方の居所の確保に十分配慮した対応」を行うこと等について、東京都等に対して依頼しているところである。また、御指摘の「ネットカフェ」を含む「東京都の休業要請」の対象となる施設の範囲については、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十二条第一項に規定する施設等を踏まえ、東京都が政府と協議した上で決定されたものであると承知している。